平成２８年（フ）第８６１７号
埼玉県草加市谷塚町1718―31　メゾン・ド・グレース弐番館306
債務者　五十嵐俊将
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６１９号
東京都町田市鶴川３丁目12―37
債務者　廣瀬　明美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６２４号
東京都葛飾区鎌倉３丁目38―22―301
債務者　北原　孝次
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６２５号
東京都江戸川区中葛西４丁目９―24―509
債務者　岩渕論未佳
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６２９号
東京都台東区谷中２丁目９―23
債務者　服部　今子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６４２号
東京都板橋区高島平１丁目78―10―801
債務者　大関　　常
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６５７号
東京都練馬区桜台１丁目２―６―505
債務者　中村　志麻（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６５９号
東京都豊島区雑司が谷３丁目３―25―109
債務者　齊藤　芳雄
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６０号
東京都北区桐ケ丘１丁目３－８―110
債務者　渡邉　忠夫
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６２号
東京都世田谷区用賀４丁目２－２―702
債務者　加藤　美架
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６５号
東京都武蔵野市関前４丁目８―12―201
債務者　大瀧　冬佳（旧姓月岡）
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６６６号
東京都板橋区赤塚２丁目41―28―103
債務者　成瀬　　悟
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４９６号
栃木県鹿沼市上殿町178番地19
債務者　藤川　真成
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５２３号
栃木県鹿沼市上田町1894番地４
債務者　地島　達巳
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０９８号
東京都青梅市木野下１丁目454番地の４
債務者　川島　孝子
1　決定年月日時　平成28年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６９号
静岡県浜松市北区細江町気賀596番地の２
債務者　大鹿　　守
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係